平成２７年（フ）第１９号
茨城県古河市古河556番地１　田畑コーポ101号
債務者　岡村　智彦
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２１号
茨城県古河市静町24―18　レジデンス若葉201号藤田方、住民票上の住所茨城県古河市静町30番34号　ライフアップ静台101号
債務者　中島　毅
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２２号
茨城県古河市古河485番地７　サンライズコーポ２―101号
債務者　上野　友美
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２４号
茨城県古河市東本町１丁目18番25号　ルーブルタワーズ605号
債務者　田中　裕子
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第３２号
茨城県古河市松並１丁目31番５号
債務者　小澤　康孝
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第３３号
茨城県古河市茶屋新田410番地１　ふるさとホーム古河、前住所茨城県古河市谷貝832番地11
債務者　平根　清子
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第３４号
茨城県下妻市柳原299番地
債務者　飯岡　賢一
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第３５号
茨城県常総市栗山新田484番地
債務者　増田冨美子
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第４０号
茨城県下妻市半谷502番地２　コーポ弐番館105、前住所茨城県下妻市長塚140番地18　砂沼コーポ２号棟
債務者　中島八重子
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２９号
岐阜県各務原市鵜沼宝積寺町２丁目８番地
三恵レジデンス203号
債務者　合木　伸之
１　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第９号
兵庫県姫路市網干区浜田799番地17、従前の住所兵庫県たつの市龍野町片山646番地３
債務者　長尾　正樹
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４２号
奈良県桜井市大字戒重426番地
債務者　竹内　治言
１　決定年月日時　平成27年３月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１１５号
広島市佐伯区利松３丁目28番19号
債務者　寺岡正二郎
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２３号
広島市西区庚午北１丁目11番23―306号
債務者　國定　昭
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５３号
広島市佐伯区五日市中央３丁目10番27―201号
債務者　田中　浩二
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
山口県下関市大字田倉109番地３　田倉ハイツ101号、前住所山口県下関市武久町１丁目58番２―202号
債務者　工藤　由布（旧姓大辻）
１　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係